

●保育料（利用者負担額）一覧／月額

※3歳児以上（4月1日時点の年齢）の保育料は無償となります。

ただし、給食費、通園送迎費、行事費、設備費等は保護者負担です。

（円）

階 層 区 分		2号認定（3歳児以上）		3号認定（3歳児未満）	
		標準時間	短時間	標準時間	短時間
A	生活保護世帯	保育料無償化対象		0	0
B	市町村民税非課税世帯			0	0
C	市町村民税所得割非課税世帯 （均等割のみ課税世帯）			12,600 (0)	12,300 (0)
市 町 村 民 税 所 得 割 課 税 世 帯	D1			17,000 (8,000)	16,700 (7,850)
	D2			18,700 (8,850)	18,300 (8,650)
	D3			20,400 (9,000)	20,000 (9,000)
	D4			24,800 (9,000)	24,300 (9,000)
	D5			30,000	29,400
	D6			36,000	35,300
	D7			40,100	39,400
	D8			43,500	42,700
	D9			45,300	44,500
	D10			47,200	46,300
	D11			52,400	51,500
	D12			58,600	57,600

※年齢は、4月1日時点の年齢です。

※年度の途中で3号認定から2号認定に変更した場合は、年度内は3号認定の金額のままです。

※（ ）内の金額は、ひとり親世帯、在宅障がい児（者）等のいる世帯の金額です。

※利用者負担額のほかに、保育施設によって実費徴収や上乗せ徴収費がかかることがあります。

詳細については保育施設に確認してください。

●多子世帯に対する保育料の減免措置について（令和6年4月～）

松前町独自の取組として、0～2歳児の保育料は、第2子以降のお子さんであれば、世帯の所得やきょうだいの年齢に関わらず、無償となります。※3歳以上は、どなたも保育料無償となっており、通常、副食費のみご負担いただきます。

町で世帯状況を確認できる場合は、手続きは不要ですが、年の離れたきょうだいがおり、別居している場合などは、個別に確認しますので子育て支援課保育幼稚園係までお問い合わせください。

	未 就 学 児		小学生以上
同一世帯での きょうだい順	 第3子	 第2子	 第1子
R5年度まで	第2子 半額負担	第1子 全額負担	カウント対象外
R6年度から	第3子 無償	第2子 無償	第1子 カウント対象

●その他の保育料減免措置・3～5歳児の副食費の免除について

① ひとり親・在宅障がい児（者）のいる世帯に対する保育料の減免

対象世帯	対象の子ども	減免措置
C 階層	全て	無料
D1～D4 階層	第2子以降	無料

② 副食費が免除になる対象世帯（3歳児以上）

対象世帯	対象の子ども	減免措置
A～D3 階層の一部 (57,700 円未満)	全て	免除
ひとり親世帯・在宅障がい児（者）の いる世帯 かつ D3 階層の一部～D4 階層 (57,700 円～77,200 円未満)	全て	免除
小学校就学前で保育施設等を利用して いる子どもが3人以上いる世帯 かつ D3 階層の一部～D12 階層 (57,700 円以上)	第3子以降	免除

